

泉佐野市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

大阪府と連携し、大阪雇用対策会議において確認された各種の取り組みを、市町村の立場で対応してまいりたいと考えております。(商工労働観光課)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

産官学の連携は、引き続き図ってまいります。(商工労働観光課)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会会員事業所を主な対象として、就職困難者層の雇用について、引き続き理解を求めてまいります。(商工労働観光課)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

若年者の就労支援については、南大阪サポートステーション支援ネットワーク推進会議に、近隣市町や就労支援機関等とともに本市も参画しているところですが、今後も同センターとの緊密な連携を図ってまいりたいと考えています。(商工労働観光課)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

雇用・労働行政につきましては、基本的には、現在実施している施策を引き続き推進してまいります。
(商工労働観光課)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

市としては、市民が安心・安全な生活及び就労ができるよう、各種の労働施策を行ってまいります。
(商工労働観光課)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」については、関係機関と連携し市として適切な対応を行いたいと考えております。
(商工労働観光課)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

これまで行財政改革・財政健全化に積極的に取り組み、平成18年度決算において普通会計の黒字化を達成しました。しかしながら、国の財政健全化法の制定により今後は他の会計の健全化も手がけていく必要があることから、これまでの取り組みを継続してまいります。

行政としては当然のことである法令遵守を職員に徹底していくとともに、情報公開制度の充実を図りつつ説明責任を果たしてまいります。
(行財政管理課)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

集中改革プラン等により支出抑制や行財政改革に取り組んでおりますが、今後も事務事業の再編整理・廃止統合、民間委託等の推進、定員・給与の適正化、地方公営企業等の見直しを推進し、

スリムで効率的な行政運営に一層努めてまいります。

(行財政管理課)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

地域医療連携体制の構築については、市立泉佐野病院において病病連携・病診連携を推進し、地域の医療機関との役割・機能分担を進めてまいります。

救急医療については、市立泉佐野病院が二次救急医療機関として重症患者などを受け入れておりますが、最近の勤務医不足の影響から内科医等が少なくなっており、受け入れが困難になる事例もあります。そのため、地域の他の医療機関とも連携をとりながら救急医療を確保していきます。

休日診療については、泉佐野・熊取・田尻休日診療所を開設し、泉南市・阪南市・岬町と協定を交わし内科・小児科を運営しており、今後さらに小児救急の広域化についても検討し、医師の確保を図れるよう努力してまいります。

小児科医療については、泉州医療圏で輪番制により夜間・休日に診療体制を確保しておりますが、夜間には軽症患者を含め外来患者が集中しており、医師等への過重な負担となっています。

周産期医療については、今年4月から市立泉佐野病院と市立貝塚病院の間で産婦人科の集約・重点化を進め、当病院は周産期医療を担うこととなり、府から地域周産期母子医療センターに認定されました。また、現在NICU6床に加え、後方病床であるGCU12床及び分娩室(LDR室)の整備を行っているところであり、より安全安心な分娩をめざし、ハイリスク分娩にも対応できる体制の確保及び充実に努めてまいります。(保健センター、市立泉佐野病院総務課)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

平成18年度より府で指定情報公表センターが開設され、市のホームページでも紹介しておりますので、今後も活用促進に努めます。

事業者にかかる苦情・相談については、介護保険課や地域包括支援センターを中心に窓口となって対応しております。また、給付適正の観点からも引き続き体制強化に取り組んでまいります。

(介護保険課)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センター運営協議会については、学識経験者・事業関係者・被保険者などの委員で構成し、様々な立場からのご意見を頂戴しているところです。(介護保険課)

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

行政がNPO等市民活動団体と連携さらには協働で事業を実施することは、それぞれの主体性・自発性のもと、共通の領域において互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の目的を達成するため課題解決にむけて協力・協調することであり、これにより効率的で専門性の高い事業実施が可能となり、行政サービスの向上とともにNPO等の育成及び活動支援、行政への市民参加にもつながると考えております。貴連合会ご指摘のように、高齢・退職者の社会活動への参加には地域において大きな期待が寄せられているところであり、そのような世代の方が自ら社会に関心をもち、積極的に参加していただくことも重要であると思われまます。

本市におけるNPOとの協働状況は、事業の共催・委託・後援等、各担当課において事業内容を十分検討したうえで実施しているところであり、今後も様々な分野でさらに協働推進に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。(自治振興課)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護に関連しましては、昨年度より専任の就労支援員を配置し、受給者の自立支援の取り組みを行っております。また、現在労働担当セクションで行っている各種の就労支援施策を福祉事務所と連携することにより、より実効性のあるものに高めてまいりたいと考えています。

(生活福祉課、商工労働観光課)

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

医師会・保健所等との連携を一層密にして、検診のPRや感染症予防の啓発に積極的に取り組んでまいります。
(保健センター)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

子育て支援策の拡充については、公立・民間保育所において、それぞれの特性・役割等の位置付けに基づき、多様なニーズに柔軟に対応できるよう努めてまいります。

現在、親子の遊びや親同士・子ども同士の関わりを深めるとともに、親同士の交流や育児相談の場で育児に対する不安や悩みを解消し、地域のなかで子育てを楽しめるよう、「遊びの教室」「園庭開放」「育児相談」「施設開放」を行っておりますが、今後さらに相談・情報提供等の充実を図るため、現有公立保育施設を活用した支援事業の推進について調査検討を行ってまいります。

また、病後児保育につきましては平成19年7月より下瓦屋保育園にて開設しております。ファミリーサポートセンター事業については、平成20年度からの実施予定、地域子育て支援センター事業については、現在建設計画中である次世代育成地域交流施設で平成21年度から実施できるように準備を進めているところであり、総合的な子育て支援体制が強化できるように努めてまいります。
(児童福祉課)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育所現場における非正規職員につきましては、民営化の実施などにより数は減少していく傾向にあります。労働環境については、休暇などの改善に努力しているところであり、人材育成のための研修等については、まず職場のなかの研修を第一義的に考えております。(児童福祉課)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学童保育（本市では「留守家庭児童会」という）については、現在市内10ヶ所で開設しておりますが、未設置校区（3小学校区）もあるなかで、今後保護者の要望等も踏まえ、開設にむけて引き続き検討してまいりたいと考えております。

対象は小学3年生まで（長期休業期間は4年生まで）としておりますが、拡大については、現状においても待機児童をなくすため施設の許容範囲を上回る受け入れを行っていることから、現状維持で考えております。開設時間については、平成19年4月より終了時間を1時間延長し午後6時までとし、保護者の就労支援及び子育て支援の推進を図っております。

学童保育の運営上の問題としては、学童に入会を希望される児童が年々増加するなかで、特に定員や施設整備等については大きな課題であると認識しており、国が示す放課後児童クラブガイドラインに沿った形で運営できるよう、放課後子どもプランの動向も踏まえ、今後研究・検討してまいりたいと考えております。
(児童福祉課)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

次年度以降も地域教育協議会（すこやかネット）の活動が円滑に実施されるよう市単費の予算を計上しています。また、通学路の安全につきましては、各学校において調査し、現在どの小学校においても「校区安全マップ」を作成し、安全な登下校を指導しております。さらに、スクールガードリーダーにより、小学校区ごとに行われている見守り活動への指導・助言もいただいております。

今後とも「地域の子どもは、地域で守る」を原則に、学校を中心に地域の方々のご協力をお願いいたします。
(学校教育課)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

奨学金制度の積極的な活用に向けて、奨学金制度や学費について詳しく説明した「奨学金制度を利用しましょう！」という資料を年間3回作成し、中学校を通じて中学生全員に配付しております。その際、中学校ではその資料を使って授業するなど周知・活用への工夫について指導し、また、中学校進路指導担当者連絡会を開催し、相談などから明らかになっている課題を共有化し、説明会だけでなく懇談会や家庭訪問などの機会に個別の相談や支援を行うよう指導してござ

す。経済的な理由により進学を断念することなどのないよう、今後とも奨学金制度の周知に努めてまいります。

また、就学援助の水準については、市の財政状況が厳しく十分な額になっていないという課題があります。しかしながら、本制度の周知に努め、その活用を進めてまいりたいと考えております。
(人権教育室、学校教育課)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市においては、2004(平成16)年7月に「泉佐野市人権行政基本方針」を策定し、すべての行政分野において人権の視点での施策推進を図る、総合的・体系的な人権行政を積極的に推進していく基本方向を示しております。その基本方向の中で、人権行政の推進・確立にむけての大きな柱として「人権意識の高揚を図るための施策」、市民の自立や社会参加、人権侵害に対する救済・保護をめざす「人権擁護に資する施策」を挙げています。

要望にある人権相談・救済の仕組みづくりのひとつである「人権ケースワーカー(人権擁護士)制度」の設置や、今の日本社会に存在する人権課題について、2005(平成17)年10月策定の「泉佐野市人権教育推進計画」に基づき人権啓発・教育を推進し、あらゆる差別をなくすために取り組んでまいります。
(人権推進課)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市におきましては平成3年に行動計画「いずみさの女性プラン21」を策定し、以降、男女共同参画社会の実現にむけた取り組みを進めております。また、本年4月には第2期行動計画の見直しを行い「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画(改訂 人ひとプラン)」を策定しました。今後も男女共同参画社会の実現のために、プランの基本理念と基本目標・基本課題に沿って具体的施策に取り組んでまいりたいと考えております。

政策・方針決定への女性の参画は、男女共同参画社会実現にむけて特に重要な課題であると考

えております。同プランにおいては「審議会等の女性委員の比率30%」を“計画の実効性を高めるために特に取り組む事項”の一つに位置付け、早急に目標値が達成できるよう、公募市民や多様な活動をしている市民グループ・NPO等との連携から人材登用を図り、積極的に取り組みを進めております。(人権推進課)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市においては、「泉佐野市における部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす条例」を制定し、女性への差別等あらゆる差別をなくすことをめざしております。また、将来的には男女共同参画社会基本法の趣旨と理念に沿った男女共同参画条例の制定をめざしたいと考えております。

現在は「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画（改訂 人ひとプラン）」に沿って、本市における男女共同参画社会の実現にむけての具体的な取り組みを進めております。このプランを推進していくことにより、庁内はもとより市民の男女共同参画社会実現への気運を高め、条例制定の際には、市民からの意見を最大限に活かした実効ある条例を制定したいと考えております。

(人権推進課)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の相談に関しましては、市の広報紙や「Fine」等の情報誌をはじめ、りんくうテレビでの放送や冊子・チラシ等、あらゆる機会に積極的に広報しているところですが、今後とも広く市民の方々への周知に努めてまいりたいと考えます。

相談員の資質の向上を図るための研修の充実は、「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画（改訂 人ひとプラン）」においてもその必要性を明記しており、泉佐野市相談事業連絡会議を設置し、窓口での2次被害の防止やジェンダーに敏感な視点に立って対応できるように、研修会を実施しております。

今後も大阪府や他の自治体との連携を図りながら、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を推進してまいりたいと考えております。(人権推進課)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

男女共同参画社会の実現にむけては、男女が共にワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルに転換することが重要であると考えております。本市におきましても「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画（改訂 人ひとプラン）」の中で、「男女の職業と家庭・地域生活の両立支援」「子育て支援対策の充実」を基本課題として取り組みを進めております。

また、高齢社会を迎え介護の問題はますます重要な課題として取り組みが必要となってきます。特に男性の育児・介護休業取得の促進に関しては、制度等就労環境の整備と個人や地域社会の意識変革という両面からの見直しと啓発が必要です。市の広報紙や「Fine」等の情報誌をはじめ関係冊子の配布や講座の開催等、あらゆる機会に積極的に啓発しているところですが、今後とも広く市民の方々と一緒にワーク・ライフ・バランスについて考える機会をもってまいりたいと考えております。

(人権推進課)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

平成20年3月策定の「泉佐野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、本市の事務及び事業に関し自らが温室効果ガス排出等の抑制の推進を実施することによって、地球温暖化の抑制をはじめ環境に与える影響を低減し、市民・市内事業者の環境保全のための自発的な取り組み推進に資することを目的としています。特に、市役所も市内で大きな事業所であるという認識のもと、職員自らが率先して温室効果ガス排出抑制のために取り組んでまいります。

また、平成18年9月に「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出を行い、大阪府と連携して取り組んでいます。

(環境衛生課)

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策につきましては、「泉佐野市地球温暖化対策実行計画」に基づく施設におけるエネルギーの有効利用等の取り組みにより、ヒートアイランドの原因となる排熱の削減に努めてまいります。(環境衛生課)

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』・アイドリングストップ運動については、地球温暖化を防止するために身近にできる取り組みとして、市報等を通じ市民啓発に取り組んでまいります。(環境衛生課)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

平成20年度から、容器包装プラスチックの再資源化に取り組んでまいります。その他のリサイクル可能な廃棄物についても、今後、取り組みにむけた検討を行いたいと考えております。

ごみの分別収集の細分化につきましては、容器包装プラスチックを含め12品目としており、特に紙類に関しては、新聞、雑誌、ダンボール・その他紙容器類と細分化を行い資源化に努めております。(環境衛生課)

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物等の不適正処理事案に対しましては、大阪府環境農林水産部産業廃棄物指導課が当該事業所を指導する過程で、本市として可能な範囲での情報提供や協力をしております。

また、不法投棄が多発する公共地では、職員及び地元住民などの協力によるパトロールや監視カメラの設置により、不法投棄の未然防止や行為者の特定、不法投棄物の早期回収に取り組んで

おります。また、私有地への不法投棄対策として、市が作成した啓発看板（市名入り）の提供を行っております。（環境衛生課）

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市は、大阪湾海水汚濁対策協議会の構成員として、大阪湾の水質浄化を目的とした事業や啓発活動に参加しております。また水質浄化対策として、大阪府環境農林水産部環境保全課ならびに同事業所指導課と連携し、市域河川の水質検査や事業所への立ち入り調査・指導等を定期的実施するとともに、水質浄化に関して、市報による啓発や生活排水対策推進月間の取り組みとして街頭啓発を実施するなど市民意識の向上に取り組んでおります。（環境衛生課）

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「泉佐野市地域防災計画」については、随時国や府の計画に準じ見直しを図り、大規模な災害等における応急対策の実施が図れるよう作成しております。本市においても、東南海・南海地震に係る地震防災対策に関する特別措置法の制定などの法改正等を受け、平成18年2月に計画の見直しを図り改訂したところです。また、この内容については情報公開コーナーにて閲覧することが可能です。

津波対策としては、津波警報が発令された場合には、市及び消防本部において海岸線の避難広報及び巡回を行うとともに水門等の閉鎖を行い、危険が予想される区域について海上保安署や警察と協力し、避難勧告など状況に応じ対策を行うこととしております。また、毎年水門等の閉鎖訓練を実施しているところです。なお、平成20年度には津波防災対策用の防災行政無線を6ヶ所に設置する予定です。ちなみに現在本市においては、浸水想定区域に地下街はございません。

地域住民参加型訓練としては、平成2年より毎年総合防災訓練を実施しております。

これからも国や府の計画に準じ、大規模な災害等における応急対策の実施が図れるよう、地域防災計画を随時点検してまいります。（市民生活課）

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金

を求めること。

(回答)

義務教育施設整備につきましては、児童・生徒が安全で健康的な学校生活を営み、多彩な教育・学習活動を展開するために学校教育施設の果たす役割は極めて重要であり、教育環境の改善は児童・生徒の健やかな成長を図るうえでも不可欠です。また、学校教育施設は社会に密着した公共施設であり、地域住民の学習・スポーツ・文化活動の場や非常災害時の避難場所としての役割も果たしており、地域社会に密着した教育施設にふさわしい施設づくり、防災機能の充実した施設づくりを進めるため、学校施設の建て替え・耐震化を図らなければならない現状にあると認識しているところでございます。

現在、第三中学校整備事業（校舎）、北中小学校整備事業（屋内運動場）、佐野中学校整備事業（屋内運動場）、第二小学校整備事業（校舎）の耐震化を進めております。今後につきましても、財政状況が厳しいなかではございますが、耐震診断を行い、国からの交付金等を求めながら引き続き耐震化を図ってまいります。（教育総務課）

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

わが国では、平成16年7月にAEDの使用が一般解禁され、空港をはじめ駅や官公庁などの公共施設・スポーツ施設・学校など全国に急速に普及しました。

体育振興課所管の施設（平成20年3月現在）では、平成18年3月に市民総合体育館・市立健康増進センター・市立樫井青少年体育館・市立鶴原青少年体育館にAEDを設置いたしております。（体育振興課）

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

都市農業の推進及び農空間の保全・活用に取り組むことをめざして「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」が平成20年4月1日より施行される予定となっています。本条例の制度の中に、府内の遊休農地（休耕地）の利用促進を図るため、市・府・JA等で構成する協議会を設置し、そのなかで遊休農地の効果的な解消対策に取り組んでいくものがあります。具体的には、遊休農地の土地所有者に農地利用の意向調査等を実施し、担い手農家への農地の利用権設定（貸し借り）の調整や特定農地貸付法に基づく協定の締結等により農業者などの農園開設者を対象に幅広く市民利用者の募集などを行い、遊休農地の利用促進を図っていくものです。

本市としまして、市内の遊休農地の実態を踏まえ、府をはじめとする関係団体と連携し、効率

的かつ効果的な遊休農地の有効活用に努めてまいりたいと考えております。 (農林水産課)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

貨物車両用の各種施設の整備の推進については、関係機関・団体が連携し、地域の実情に合った取り組みが必要であり、今後その方策について研究してまいりたいと考えております。

市営自動車駐車場では、違法駐車等の防止を目的に入庫後30分を無料としており、それらの施設の代用として使用できるものと考えます。 (市民生活課)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

改善を必要とする施設については、市財政を勘案しながら改修に努めます。 (都市計画課)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車は省エネルギー対策、健康の維持及び増進ならびに身近な足として見直されてきています。また一方では放置自転車が社会問題として取り上げられてきているのも現状です。

自転車道の整備ですが、本市では専ら道路を新設または改築する場合、道路法による道路築造基準に基づき行われています。この法でいう自転車道と呼ばれるものは市内にはありません。自転車道を新たに設置する場合は一定の計画交通量が必要です。一般的に自転車が走行できる道路の多くは自転車歩行者道と呼ばれるものです。

現在供用している道路を自転車も走行可能な自転車歩行者道に改築する場合、自転車と歩行者が快適かつ安全に利用するために3m以上の道路幅員が必要となります。本市では、将来の道路交通量を勘案しながら、今後計画する道路はもちろんのこと市内に走る国道及び府道の道路管理者にも、自転車及び歩行者が安全に走行できる道路の建設を要望していきます。 (道路公園課)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドの取り組みについては、大阪府と連携しジャスコ日根野店で実施しており、今後も国・府と連携し、施策の推進に取り組んでまいります。

レンタサイクルの取り組みについては、交通渋滞の緩和や環境保護の観点から交通手段としての自転車の有用性が見直されており、近隣自治体や先進地事例を参考に研究してまいりたいと考えます。
(市民生活課)

11. 独自要請

中小企業勤労者福祉推進事業の取り組みについて、中小企業勤労者福祉サービスセンター(互助会)の設置もしくは近隣自治体との広域化の研究及び実現にむけての取り組みをお願いいたします。

(1) 中小企業が経済社会の重要な地位を占めていることはご存知のところであり、今後とも中小企業の役割は一層大きいと考えられます。特に泉州地域における中小企業の事業とその環境は際立って存在し、精一杯の事業努力がなされていると考えられます。こういったなか、一般的には大企業との間に労働条件・労働福祉面の格差が生じています。

(2) すでに昭和63年度に地域自治体を中心となって中小企業勤労者及びその事業主が相協力して市町単位で「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、福祉事業を行うことに対して、市町を通じてその管理運営費等の一部を助成する制度があります。

(3) 自治体によってはすでに「勤労者福祉サービスセンター」を設置されうまく運用できていると思われませんが、広域化を図ることで自治体の経費を抑えることもできますし、サービスの多様化も考えられます。

こういった制度等を活用し中小企業勤労者の福祉向上及び地域活性化にご尽力賜りたく、ご要請を申し上げます。

(回答)

近隣自治体との広域化の研究及び実現にむけての取り組みにつきましては、大阪府をはじめ関係自治体・関係機関・関係団体等と共同で進めてまいりたいと考えています。(商工労働観光課)
<大阪南地域協議会エリアにおける設置している自治体>

(財)堺市中小企業勤労者福祉サービスセンター・高石市勤労者福祉互助会・岸和田市勤労者互助会・貝塚市中小企業勤労者福祉共済センター・泉佐野市勤労者福祉共済サービスセンター